

令和 3 年 2 月

会員各位

衛生検査所業公正取引協議会

## 消費税転嫁カルテルの終了について

消費税転嫁対策特別措置法が、3 月 31 日をもって廃止されます（別添参照）。

衛生検査所業界では日衛協が、同法に基づき、独占禁止法適用除外の「消費税転嫁カルテル」について公正取引委員会へ届出を行っており、業界全体で取引先医療機関に対して足並みをそろえて消費税転嫁のお願いを行っても独占禁止法が適用されないことになっていました。しかしながら、特別措置法廃止後は、消費税転嫁カルテルは消滅しますので、今後はそれぞれの検査会社が個々に判断して転嫁のお願いをすることになります。

これに伴い、令和 2 年 5 月発行の「公正競争規約 Q&A 集（補追版）掲載の Q27 の回答を以下のとおり修正させていただきます。

### Q27 消費税増税についての対応

消費税増税について、医療機関は消費税を徴収出来ないが、検査料金について増税分は値引きしてくれるのか。当社の取り分ではないため出来ないと返答しているが、Q&A に返答例を入れていただきたい。

**A** 医療費は消費税が非課税になっていますので、消費税分として患者及び保険機関からの支払いはありませんが、消費税増税分は診療報酬や薬価等に上乗せする形で調整されています。したがって、医療機関が検査センター等の取引先に対して消費税増税分を支払ったとしても、その分は医療機関の持ち出しということにはなりません。検査センターは、仕入先に消費税を支払っていますので、医療機関から消費税分をいただければその分検査センターの持ち出しになってしまいます。

なお、消費税は、最終的には消費者が負担するものであることから、取引段階ごとに順次転嫁していくとの考えになっています。

（次の部分が削除になります）

そのため、衛生検査所業界では、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、公正取引委員会に対して、独占禁止法の適用除外になっている「消費税転嫁カルテル」の届出を行っており、業界全体で足並みをそろえて消費税転嫁をお願いしています。

事務連絡

令和3年1月25日

転嫁・表示カルテル届出者 各位

公正取引委員会事務総局

取引部取引企画課消費税転嫁対策調査室

消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う

転嫁・表示カルテルの適用除外制度の廃止に関するお知らせ

貴台におかれましては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第12条の規定に基づき、当委員会に対し、消費税の転嫁又は表示の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁・表示カルテル」といいます。）の届出をされているところですが、令和3年3月31日限りで同法が失効すると同時に（同法附則第2条第1項）、届出に係る転嫁・表示カルテルが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の適用除外となる期間も終了することとなりますので、お知らせします。

これに伴う転嫁・表示カルテルの廃止届出書の提出は不要ですので、その旨も併せてお知らせします。

消費税転嫁対策特別措置法の失効後は、消費税の転嫁及び表示の方法については、各事業者において御判断いただくこととなりますので、独占禁止法に違反することがないように、法令遵守をよろしくお願いいたします。

なお、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も、失効前の転嫁拒否等の行為について、調査、指導等の対象とすることができるとされており（同法附則第2条第2項）、公正取引委員会では、引き続き転嫁拒否等の行為に関する相談窓口を設置し、転嫁拒否行為に対しては迅速かつ適正な対応を行うこととしています。

御不明の点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】公正取引委員会事務総局

取引部 取引企画課 消費税転嫁対策調査室

繁澤，横井，平野

電話 03-3581-1891（直通）